

## 令和4年度 大和高田市いじめ対策委員会 議事録

会議の名称	大和高田市いじめ対策委員会
開催日時	令和4年12月27日(火) 開 会：14時00分 閉 会：15時40分
開催場所	場 所：大和高田市役所 5階会議室8
議題（公開・非公開の別）	付議案件 第1号議案 大和高田市いじめ防止基本方針の改定について(公開) 第2号議案 市いじめ問題についての情報交換(公開)
出席した者（傍聴人を除く。）の氏名	委 員：山本委員、高谷委員、谷委員、三宅委員 (委員4人中4人出席) 教 委：梶木教育長、久保教育部長、稲田学校教育課長、加護学校教育課参事、松田学校教育課指導主事、高橋学校教育課指導主事、増田教育支援課長、井芝教育支援課指導主事、野村教育支援課指導主事 市長部局：磯尾市民生活部次長、紫竹人権施策課長補佐
傍聴人の数	0人
会議資料の名称	令和4年度大和高田市いじめ問題対策委員会次第 ・大和高田市いじめ防止基本方針改定 概要案(資料Ⅰ) ・大和高田市いじめ防止基本方針改定 案(資料Ⅱ) ・いじめ防止対策推進法(資料Ⅲ) ・いじめ防止等のための基本的な方針(資料Ⅳ) ・いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(資料Ⅴ) ・奈良県いじめ防止基本方針(資料Ⅵ) ・大和高田市いじめ問題対策連絡協議会等条例(資料Ⅶ) ・大和高田市いじめ防止基本方針(平成30年)(資料Ⅷ)
発言の内容	次頁を参照

**【司会・増田教育支援課長】**

皆さま、こんにちは。

本日、司会進行を務めます教育支援課の増田です。どうぞよろしくお願いいたします。

また委員の皆さまには、年末を控えご多用の中、また新型コロナウイルス感染症が拡大の兆しを見せている不安定な情勢の中、ご出席頂きありがとうございます。

まず本日の会議について報告させていただきます。本会議は、大和高田市審議会等の会議の公開に関する条例により公開されておりますが、傍聴人はありません。また本日の会議は委員4名中4名全員が出席です。

なお、いじめ対策委員会委員の皆さまについては、4月1日付けで本市教育長 梶木義敏より委嘱されております。大変遅くなりましたが、委嘱状については机上に置かせて頂いておりますことをご了承下さい。

それではただ今より、大和高田市いじめ対策委員会を始めます。

まず、大和高田市教育長 梶木義敏よりご挨拶申し上げます。

**【梶木教育長】**

皆さま、こんにちは。大和高田市 教育長の梶木義敏です。本日はよろしくお願いいたします。

本日の対策委員会では、大和高田市いじめ防止基本方針の改定案につきまして皆さまのご意見を頂戴したいと思っております。

承知の通り、本市の基本方針は2013年に制定されました、いじめ防止対策推進法に基づきまして2018年に策定されたものでございます。その後、時は流れましたが、いじめが姿を消したというには、なかなか言いにくい状況でありますし、また新たないじめの形態が生まれてくる中で、何とかいじめが無くなってほしいというより無くしていかなければならないという強い決意のもと、いじめ防止基本方針を最大限に生かしまして、新たな課題に向かっていくためのものとして、一層進めて参りたいと思っております。

本日お示し致しますものを様々な角度からご検討頂きまして、本市の子ども達が心の不安を感じる事無く、楽しく有意義な学校生活を送れますように、皆さまのご協力をお願いしたいと思っております。

最後に改めまして、本日お集まり頂きましたことに感謝すると共に、本日の委員会が実り多き会議になりますよう申し上げましてご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

**【増田教育支援課長】**

ありがとうございました。

ここで本委員会に参加頂いております委員の皆さまより、自己紹介およびご挨拶を頂き、その後事務局である市教育委員会及び人権施策課職員の自己紹介に移らせて頂きます。

まず始めに山本委員から、よろしくお願いいたします。

**【山本委員】**

皆さんこんにちは。関西学院大学の教育学部で教員をしています。主に学校生活における不登校や本日のテーマであるいじめ問題等を様々な観点からどうサポートすれば良いのかを対象に研

究しております。

昨日もある高等学校に参りまして、当該学校で抱えている課題又は、いじめ問題だけでなくリストカットと言われる自傷行為やオーバードーズと言われる薬の過剰摂取した生徒たちへの対応について助言させて頂きました。

こちらではいじめ問題、特に大和高田市におけるいじめ問題について、どう向き合っていくのかについて議論していきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

**【増田教育支援課長】**

続きまして、高谷委員よろしくお願いいたします。

**【高谷委員】**

皆さまこんにちは。弁護士をしております高谷と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

普段の業務の中にもいじめというものが根底にありまして、様々な場面で出くわすことがありますし、あとは学校の先生に対してや生徒さんとの間でいじめ問題に対してお話を頂いたり、あとは現在で言うとインターネットに関するいじめ問題等をお話させて頂いたりしています。

この会議では教育に関する不明な点について色々と教えて頂いて、勉強もたくさんさせて頂きたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

**【増田教育支援課長】**

続きまして、三宅委員よろしくお願いいたします。

**【三宅委員】**

皆さまこんにちは。三宅隆之と申します。一般財団法人ワンネスグループの共同代表をしております。私どもの仕事は17年前の2005年から市内東中で福祉の事業を行っています。対象者については何らかの依存症を抱えていらっしゃる方の支援を行っています。この2年程は依存症とは関係なく、様々な生きづらさを抱えた方、その中でも引きこもりに陥ってしまわれた方も居ますし、刑事事件を起こして少年院に入って退所された方の気持ちの支援等、少し範囲を広げて支援をしてきました。その背景としては幼少期や子どもの時にいじめに遭っていた等の様々な問題を抱えた方がたくさんいらっしゃいます。

私も教育という部分については未熟なのですが、これまでの経験を踏まえて関わらせて頂ければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**【増田教育支援課長】**

最後に、谷委員よろしくお願いいたします。

**【谷委員】**

奈良県社会福祉士会の谷と申します。よろしくお願いいたします。普段は学校でスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーをしています。日々いじめの問題やいじめとして認識していくかどうかを学校現場ではよく悩んでいます。本日は、皆さまのご意見を聴かせて頂ければと思

っております。よろしくお願いいたします。

**【増田教育支援課長】**

ありがとうございました。それでは、事務局の自己紹介に移ります。

(梶木教育長、久保教育部長、稲田学校教育課長、加護学校教育課参事、松田学校教育課指導主事、高橋学校教育課指導主事、井芝教育支援課指導主事、野村教育支援課指導主事、磯尾市民生活部次長、紫竹人権施策課長補佐、増田教育支援課長による挨拶)

続きまして、正副委員長の選任に移ります。正副委員長選任については、大和高田市いじめ問題対策連絡協議会等条例第13条第2項の規定に基づきまして、委員の互選によるとされていますので、委員長の選出をお願いしたいと思っております。どなたかご意見ありますでしょうか。

**【谷委員】**

昨年までに引き続き、山本委員にお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

**【増田教育支援課長】**

ただ今、谷委員から、山本委員にというご推薦がありました。いかがでしょうか。

ありがとうございます。ではご異議がないようですので、山本委員にお願いしたいと思っております。山本委員、よろしいでしょうか。

本委員会の議長は、大和高田市いじめ問題対策連絡協議会等条例14条の第1項の規定に基づきまして、委員長が務めることとなっておりますので、議事進行を委員長の方でよろしくお願いいたします。

なお、終了時刻は15時30分頃を予定しております。ではよろしくお願いいたします。

**【山本委員長】**

はい、それでは大和高田市の条例に基づきまして、議長と進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議事に入る前に副委員長を選出したいと思っておりますが、私から指名させて頂いてよろしいでしょうか。

それでは、副委員長につきましては高谷委員にお願いしたいと思っておりますが、異議はございませんでしょうか。

それでは高谷委員、よろしくお願いいたします。

**【高谷副委員長】**

はい、よろしくお願いいたします。

【山本委員長】

ありがとうございました。

それでは、このあと協議に移りたいと思います。お手元の資料に基づきまして、議事を進めさせていただきますと思います。

議事の1番目、大和高田市いじめ防止基本方針の改定につきまして、事務局からまずご説明をお願いしたいと思います。まず、第1のいじめ防止等のための基本的な考え方についてからお願いいたします。

【井芝教育支援課指導主事】

それでは説明させていただきます。大和高田市いじめ防止基本方針の2ページからです。

第1のいじめ防止等のための基本的な考え方という事で、法第11条の2にいじめ防止基本方針の掲げる事項についても記されていますので、それに基づいて書かせて頂いています。

今回、いじめ防止基本方針は平成30年に作られたものに比べて、少しボリュームアップをして共通理解が出来るように、1つ1つ丁寧に明記しておりますので、付け加えた部分も含めて説明させていただきます。

まず1番の基本理念ですが、いじめ防止対策推進法にも基本理念に基づいて対策を講じるよう記されていますので、大和高田市いじめ防止等のための基本理念を追記させて頂いております。

そして2つ目はいじめの定義です。次の3ページになります。いじめの定義の要約を国のいじめ防止等のための基本方針の5ページ目を参照致しまして、どういうものがいじめと捉えられるのかという部分も追記しました。県の認識もそうですが、喧嘩やふざけ合いであっても見えない所で被害が発生している場合もあるという認識が必要だという部分も県同様に追記しております。

そして3つ目はいじめの認知です。県の基本方針の6ページを参照した上で内容は同じですが記載しております。

次に4ページ目の4番目いじめの未然防止です。国のいじめ防止基本方針も未然防止・早期発見・いじめへの対処について項目を分けて記載されていますので、私達もこの4番目のいじめの未然防止の部分もきちんと記載しております。今回いじめの予防教育を推進する必要がある所を追記しております。

そして5番目のいじめの早期発見です。こちらも喧嘩やふざけ合いであっても見えない所で被害が発生している場合もある所を県の方針を参照した上で、追記しております。

そして6ページ目に移ります。いじめの対処についてですが、最初に、いじめ防止対策推進法で記載されているいじめに対する処置の部分そのまま記載しています。

次にいじめの解消になります。いじめの解消の定義についても記載しないといけませんので、このページに記載しています。これは国の方針の30ページ、県の方針7ページにも記載があります。そしていじめが解消している状態に至った場合でも観察や心理的支援を継続していく事が大事であることも追記しています。

そして8番目の地域・関係機関等との連携ですが、こちらは法第17条に地域・関係機関等との連携を行うようにという内容がありますので、県の方針9ページと同じ構成で記載しています。

また(2)の関係機関等との連携の相談窓口については、17ページ目に詳しく記載してありますので、後ほど説明します。第1の構成は以上となります。

**【山本委員長】**

はい。それではただ今、説明した頂いた項目について、何かご意見やご質問等はありませんか。

方針改定のプロセスの中で、私もご意見申し上げたいのですが、先ほどの説明の中にありました予防教育にも力を入れたいという話でしたが、具体的なものがもしあれば紹介頂きたいです。

**【井芝教育支援課指導主事】**

はい。少し先になります。10ページ・11ページにいじめの予防教育の推進の部分で記載がありますが、大和高田市人権施策課が実施する人権教育を基盤に教育も進めていながら、予防教育やいじめについて正しい知識を身に付けるための講演会、子ども達を対象とした啓発活動などの機会を持つこと、ストレスや不安等のネガティブな感情をため込んでいる児童生徒が本市では多いので、ネガティブな感情と上手く付き合うためのストレスマネジメントやアンガーマネジメント等を取り入れながら推奨していきたいと思っています。

**【山本委員長】**

はい。ありがとうございます。皆さま、よろしいですか。

**【三宅委員】**

すいません。6ページにあります地域・関係機関等との連携の部分ですが、「家庭において社会的な規範意識等を養うためには、地域との連携が必要です」とありますが、具体的にはお子さんのみならず家族の方も辛さを訴える事が多くいると思いますが、そのあたりの連携について実際に実施されている部分についてもお聞かせ頂けますか。

**【井芝教育支援課指導主事】**

第1章の部分は、方針や考え方を示している部分になりますので、後ろの章で全ての詳細が出てきます。構成を申しますと、第1章は基本的な考え方、概要や定義付けとなります。第2章で大和高田市が基本方針の定義に則って、どういう事を実施していくかを説明しています。そして第3章で学校側がどのように具体化していくかを説明しています。そして第4章が家庭における取組であり、第5章が地域や関係機関等における取組、第6章で重大事態への対処という風に項目を具体化しています。また後ほど、触れていきます。

**【高谷副委員長】**

質問というか意見になりますが、6ページのいじめ解消の定義の所といじめが解消している状態から1つの段階であり、その後の大事ですよというのは、正にそのとおりだと思います。やはりいじめに遭ったご本人や家族の方は、いじめを受けました、でおしまいではなく、その後がどうなっているのか心配されると思いますので、こういう形でしっかりと見極めて頂いて、その後のフォローもして頂けるのは、凄く安心できると思えました。

**【山本委員長】**

一見すると、解消しているように大人には見えるものでも、子ども達の中ではまだ蟠りが残っ

ていたりして今後何らかの形で影響を及ぼすことが起こり得るので、しっかりと解消という部分を勘違いしないように普段から気を付けないといけないと思います。

#### 【谷委員】

はい。4ページのいじめの早期発見の項目の中で、いじめが行われている現状をしっかりと指摘して頂いている事と携帯やネットなどの見えない所で被害が発生している場合があるという現状を指摘して頂いている所が、学校の先生方や大人達の認識が「あ、そういう事なんだ」という気付きにも繋がりますし、その行動が増えていき、アセスメントの重要性という所もご指摘頂いて、非常に重要かなと思いました。それで児童生徒が感じる被害観にも着目する点も、私達がつい見落としがちな所であり、大人の判断で「あなた被害なんて受けてない。」と決めつけてしまう事がやはり学校現場というか大人達が判断を行う事になりますので、その点は強調して頂いた所が非常に重要だと思っております。それで、もし可能であれば、早期発見の所で、組織的に発見するという文が記載してありますが、全ての大人が連携して終わるのですが、組織的に対応という1文は、どこかで強調して頂けるとありがたいと考えます。

#### 【山本委員長】

ありがとうございます。早速、大和高田市の実情に即していく必要もありますし、谷委員のご指摘頂いた部分については考えて頂いて、いじりというか、少しいじっただけというのは、いじめに認知されにくいことになりますからね。

何か補足説明等ありましたら、お願いします。

#### 【井芝教育支援課指導主事】

大丈夫です。ありがとうございます。

#### 【山本委員長】

かなり時間をかけて改定をして頂きました。ご苦勞されたかと思いますが、改めてご検討頂いてご意見等ございましたら、また報告して頂ければと思います。

それでは議事に戻ります。次の章をお願いします。

#### 【井芝教育支援課指導主事】

すいません。8ページからになります。第2章のいじめ防止のために大和高田市が実施する取組について説明させていただきます。

まず1つ目ですが、平成30年版と比べて頂ければわかりますが、法12条に市のいじめ防止基本方針を策定しなさいと明記されていますので、1番目に大和高田市いじめ防止基本方針の策定と必要に応じてこれを見直していく事を明記しております。

そして9ページ目です。いじめ防止対策推進法を踏まえた大和高田市全体の流れが、文書のみでは流れが分かりにくいという意見がありましたので、図1のように図式化してどのような体制で行われるかを掲載致しました。

そして4番目の基本方針の周知徹底です。今回きちっと基本方針を周知徹底させなさいと言われておりますので、この部分は県も含めて市でも追記しております。ホームページにて公開していく予定にしております。学校の基本方針も含めて、これもホームページで掲載予定です。

第5番目の市の教育委員会が実施する具体的な取組ですが、(1)はいじめの未然防止・早期発見のための取組になっています。教育活動を通じて豊かな心の育成や主体的な活動の推進、そして10ページ目にいじめに関する通報及び相談体制の充実を図っていくところ、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの配置の充実、いじめに対する実態把握と分析、そして、いじめアンケートの実施です。これは県統一のアンケートで毎年6月と12月に行っているアンケートを利用しています。各学校で独自で行われているものもあります。

6番目のいじめ防止に関する啓発、7番目の方針や体制の見直し、そして8番目は法第19条と20条にありますインターネットを通じて行われるいじめに対する対策も追記させていただきます。9番目予防教育の推進となっています。

そして(2)のいじめへの対処のための取組になります。学校や他市町村でいじめが行われている場合は、教育委員会が間に入りながら対応することも明記しています。

次に(3)ですが、学校及び教職員への指導・支援への取組は、法第18条の2で資質向上も行うとありますので、本市では学校等で重点的に取組を予定しています。資質向上研修も本市では行っています。生徒指導主任者連絡会及び教育相談担当者会における連絡会の充実をしていきたいと思っています。生徒指導提要にも生徒指導と教育相談が一体となって取組するとありますので、やはりこの2つを要として作成していきたいと考えています。

そして学校訪問等による支援も行っておりますし、指導主事も学校訪問をしています。スクールアドバイザーも金曜日に来てくださっているのです、各学校に警察OBの方が回ってくださっています。そして学校のいじめ防止基本方針の見直し、(4)の地域や家庭との連携、(5)の関係機関との連携の所で、児童生徒の健全育成に関する学校と警察との相互連絡制度の協定書が奈良県にあり、警察と連携できるようになっていますので、これに基づいて連携を密に取っていきます。

そして関係機関の例としても図を明記しております。第2の項目は以上になります。

#### 【山本委員長】

はい、ありがとうございます。こちらに関して何かご意見やご質問お願いします。

#### 【高谷副委員長】

説明ありがとうございます。10ページ目の8番のインターネットを通じて行われる、いじめに対する対策のインターネットのネットリテラシーに関する教育の推進のところですが、ネットの利用により犯罪に遭ってしまうリスクだったり、ネットに掲載することにより拡大して炎上したり、ネットに残り続けた結果、本人の将来の夢に悪影響を及ぼしてしまうリスクがあるので、こういう問題について学ぶ事が出来る機会を実施して頂ければありがたいと思います。

#### 【谷委員】

よろしいですか、10ページ目の4番のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置の充実ということで、もし可能であれば県に派遣要請となると時間等限られますので、な



るべく市で雇用と言いますか、活用を検討して頂く方がよろしいかと思えます。市でスクールソーシャルワーカーを活用されている自治体もありまして、その場合は、より密に学校と関わって児童生徒を観察して、いじめの未然防止に一定の成果が出ていますので、例えば、スクーリング会議に先生方と一緒に児童生徒の状況を検討したり、休み時間等も含めて子どもの様子を観察したりできます。県の場合は1回4時間程度と非常に限られていますので、細やかな活動や先生方以外の第三者の視点で関わっていく点でもスクールソーシャルワーカーの活用を検討して頂けるとありがたいかなと思えます。

あともう1点よろしいですか。今も少し申し上げましたように、いじめというのは日々の観察が重要になってきます。まずは発見という事になりますが、この観察するというのが非常に難しく、「何か様子がおかしいな」と先生方は気付かれるのですが、そこで子どもが「何でもない」と言えば、なかなか気に留めなかつたりしますので、大和高田市としての取組を書いて頂いていますが、可能であれば観察と共にこういう所を観察したほうが良い…というガイドライン等があれば良いかもしれません。なかなか難しくても観察をした際の気付きの部分で、一旦校内で検討する場を設けるとか、いじめ対策委員会がありますが、一旦、必ず検討する場を市としても確保すると良いと思いました。

#### 【三宅委員】

10ページ目の3いじめに関する通報及び相談を受ける体制の充実なのですが、意見というより感想に近いのですが、我々も依存症の相談を受けていまして、結構周りの人に話づらい話もあって、先生方もたくさんいらっしゃる中で相談できる窓口の選択肢を広げていく事が非常に大切なのかなと感じます。相談でただ話を聞くだけではなく、そこからどう道筋を示して、どう対応していくかを検討しなければならないと思いますが、児童生徒が全員安心して安全に相談できる窓口を市内でも増やしていかなければならないという所を話させて頂きました。

#### 【山本委員長】

いじめアンケートの話在先ほどされましたが、それは教育委員会として全て集めて束ねるだけではなくて、質問もオーソドックスなものばかりでなくて、大和高田市としてオリジナリティのものを含めても良いのではないかと思います。学校が持っている事例を集められて検討してはどうでしょうかという話でした。

はい、もしまだ何かありましたら、後で言って頂ければと思います。

では第3の「学校が実施する取組」についてご説明をお願いいたします。

#### 【井芝教育支援課指導主事】

はい。では学校が実施する取組ですが、こちらもかなりの明記をして、文章的な表現も増やしております。1番目の学校いじめ防止基本方針の策定の項目を書かせて頂いております。策定した学校基本方針については、ホームページを掲載するなど周知徹底させるよう言われていますので、こちらを明記しております。

2番目が学校いじめ防止対策委員会の設置ですが、こちらは各学校に設置していますが、そこで一体何をするのかという部分が結構バラバラになっている現状がありますので、ここで学校い

じめ防止対策委員会の役割がこれだけあると言うのが、こちらに明記してありますが、抜けている項目がありましたらお教え頂ければと思います。

次に14ページ目です。こちらは早期発見・事案対処マニュアルがあり、何をすれば良いのかを一目見てわかるようにすればどうかとの意見を頂戴しましたので、一覧表にしてまとめてみました。15ページからはこの図を詳しく明記していくという構成になっています。

3番目の学校におけるいじめの防止等に関する取組ですが、こちら未だ未然防止・早期発見そして早期対応・再発防止となる構成になっております。(1)はいじめの未然防止です。こちらは各学校も様々な取り組みをされていますが、具体的な例として掲載しています。こちらに追記したのは、いじめが起こりにくい環境づくりの中で、SOSの出し方教育の推進で周囲に相談しやすい環境づくりの部分ですが、SOSの出し方教育というのは実施していくよう言われていますので、この2年間で大和高田市の全ての先生が受講頂けるように、市のいじめ対策と保健センターが連携した会議の中から予算を取ってもらい、すべての先生方にSOSサインを受け止めるための研修をしています。来年度もこれをやりながら、先生方がきちんとSOSを受け止めること出来るようになれば、子ども達がどのようにSOSを出していくか教育推進の研修に移っていきたく思っております。4番目のインターネットを通じて行われるいじめへの対応にも掲載させて頂いています。

続いて16ページ目の6番目ですが、教職員が、きちんと児童生徒に向き合うことが出来る体制の構築という部分で、先生方の認知や意識は、凄く大きな分かれ目になります。ここで生徒指導提要の中にもありますが、発達支援的・課題予防的生徒指導への転換はこちらに掲載してあります。そして教職員の不適切な認識や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長させたりすることのないよう、指導の在り方の注意の徹底を国の方針ではきちんと明記されて、大和高田市としても気を付けるべき点なので明記しております。こちらと3番の内容が少し重複していますので、1つにまとめたいと思っています。教職員が一致協力した校内指導体制の確立や、生徒指導と教育相談が一体となったチーム支援という項目を明記しております。

そして(2)のいじめの早期発見と積極的な認知という事で、そのための具体的な取組を挙げています。いじめの相談窓口がどこにあるかが不明でしたので、こちらに明記しております。様々な市町村や県のいじめ防止基本方針を確認しますと、電話番号まで掲載している所がありましたが、大和高田市でもここまで明記するのか、機関の名前のみで良いのかは、またご意見頂ければと思っています。

次に(3)のいじめの早期対応・再発防止の部分ですが、こちら具体的な取組の例として、速やかな報告と情報共有、そして2番目のケース会議等の実施と実態把握、3番目の被害児童生徒への対応及び支援の項目と次のページの4番目加害児童生徒への対応及び支援の項目もこちらに明記させて頂いております。

そして5番のインターネットを通じて行われるいじめへの対応、7番が保護者や関係機関との連携という部分を具体的に記載しております。

そして(4)は特に配慮が必要な児童生徒への対応、こちらに関しては国の方針にも記載がありますので、それに従って本市にも記載しました。

そして(5)関係機関との連携があり、1番は警察との連携、2番は塾や社会教育団体等の学校以外で起きたいじめに関しては、市内の先生方は学校外で起こっているから対応できませんと

言われますが、学校主体で調査しなくても学校に来る子ども達ですので、こういう部分でもきちんと連携しながら、いじめ問題に取り組む事も国の方針でも明記されていますので、こちらに明記させて頂きました。以上になります。

**【山本委員長】**

はい、ありがとうございます。この件についてご意見ございますか。

**【高谷副委員長】**

すいません、17ページのいじめの相談窓口の所ですが、表立った公的機関は書いて頂いていると思うのですが、奈良弁護士会でも電話での相談がありますので、もし可能でしたらこちらに掲載して頂けたらと思います。中身としましては、おそらく弁護士は加害者に対して賠償要求みたいなのを思われるのですが、場合によっては19ページに記載の通り、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為が大前提でありますし、インターネットの不適切な書き込みについては、プロバイダー通して削除を求める等のお手伝い出来ると思います。

**【山本委員長】**

ありがとうございます。私からも1つお話したいのですが、15ページの具体的な取組例にあります2番の2つ目の項目で児童生徒1人1人が認められ、居心地が良いと出来る親和的な学級（学習）集団・部活動集団づくりですが、開発的な教育相談を通して他者理解をすることは、私達にとってそんなに難しい事ではありません。

先週も実施したのですが、ある市全ての小・中学校を対象に何年か期間をかけて、私たち講師が行かせてもらい先生方に研修をしていきます。内容は先生方を子どもと見立てて、研修を進めています。そうすると先生方は凄く仲良くなります。校長先生の肩を揉んだりする人もいて、普段触れることがない人とも接することが出来ますよね。そうすると、いじめが発生しづらい環境が出来上がるので、そういう具体的な取組を取り入れてみることもお勧めしたいです。

**【井芝教育支援課指導主事】**

去年までは年に1回、今年から年に2回、先生方がグループエンカウンターのようなものを実際に幼稚園の先生から高校の先生までの先生方に来ていただいて体験して頂きます。次は1月6日にその研修がありますが、その取組を学校が持ち帰ってもらい、各学校に取組んで頂く流れで実施しています。参加された先生のみで終わるのではなく、各学校での取組になるような仕組みにしていきたいです。

**【谷委員】**

先ほど仰っていた先生方が、教育を受け止める研修はとても大事なことだと思いますが、どのような形でされていますか。

**【井芝教育支援課指導主事】**

自殺予防分野で有名な阪中先生に来て頂いて、同じ内容の研修を3日間実施して頂いて、この

3日間で全ての先生たちに受けてもらう形でしています。

**【谷委員】**

各学校での研修の効果の実感についてはどうですか。

**【井芝教育支援課指導主事】**

長時間の対話をしたり、ロールプレイングの様なゲームをしたりして、自分自身の受け止めだったり、子どもが欲している支援ではなく大人のやりたい支援をしてしまっている状態で、子どもに対してあまり心が開けていない事も含めて、先生方は体感して頂いているケースになりますので、こういうケースを積み重ねてほしいという感想も頂戴しているので、来年度はもう少し具現化した上で、引き続き行っていきたいと考えています。

**【谷委員】**

ありがとうございます。先生方が、子どもの役をして実感するという、山本委員も先ほど仰っていた観点で、こういうのがいじめ防止や不登校の寄り添い等には、すごく大事だと思っています。やはり気になる児童生徒、特に配慮が必要な児童生徒に挙げられている生徒さんは、様々な文化や背景をお持ちのお子さんが多いので、先生方の見え方だけでない視点、子ども達はこのような見え方をするという所を実感するためにも、子どもの立場になっての演習は、凄く良いことだと思いました。

**【三宅委員】**

すいません、教育相談体制の所ですが、アクセスのしやすさやハードルの低さという部分については、連絡先が分かった方が良いかと思います。選択肢は多くて良いのですが、奈良弁護士会さんも含めてその機関の特徴を足していくと、誰のためにどのような事が聞ける窓口なのかがより分かりやすくなって、選択しやすくなると思います。もし周知されるのであれば、そういう部分も含めて変更した方が良いかなという意見でございました。

**【山本委員長】**

ありがとうございます。では次に第4の家庭における取組をお願いします。

**【井芝教育支援課指導主事】**

はい、では第4と第5の項目を一緒に説明させていただきます。21ページのいじめ防止に関する保護者の取組等になります。まず第1の家庭における役割を明記しております。いじめ防止対策推進法の第9条「保護者は子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」という条文を明記させていただきました。やはり学校の責任だとの批判が多く、家庭を含めて一体となって取り組む事が大和高田市においても難しく思いますので、きちんと家庭における役割を保護者に対してお願いすることを明記しました。

そして(2)は、保護者の役割としてどういうものがあるのか6つ挙げております。こちらは

新しく追記した部分になりますので、ご意見頂けたらと思います。

22ページの未然防止と早期発見のために、家庭でどのようにしていくかを5つ明記しています。次の早期解消に向けた取組ですが、子どもがいじめを受けた場合は、学校と協力していじめの解消に努める事、そして、子どもがいじめを行った場合でも、一緒に取り組む必要があることを明記させて頂いております。

23ページの地域や関係機関等における取組ですが、未然防止に向けた地域での取組を2つ挙げております。やはり地域の中で様々な交流をしながら、結びつきを深めていけるような環境づくりを、地域として築いていきたいことと、その部分を活用していきたいと考えています。

そして2番目の早期発見に向けた取組ですが、地域住民や様々な商業施設の経営者が、学校外でいじめを発見した時は、声掛けや教育委員会や最寄りの学校に連絡頂きたい旨、民生児童委員や青少年指導員たちも、この取組を一緒にしていきたいという所も含めて明記しております。

24ページには、関係機関等における取組の例として機関を明記しています。以上です。

#### 【山本委員長】

ありがとうございます。第4と第5の項目を合わせて説明頂きました。このことについてご意見やご質問ありませんか。

#### 【高谷副委員長】

今お話を伺っておりまして、家庭と学校が協力して解決に向かうというのは本当に大切に、時として被害者側の保護者が学校に対して敵視する事もありますので、この点は大事だと思いました。

今回、例えば先ほど学校の中であれば学校の先生方に対して研修がありますが、保護者に対してもそういう事案を周知する場があれば良いかなと思います。研修なのでこれやりなさいと言うと少し難しいので、学校との間で話し合い等の機会が持てれば良いという風に思っています。

#### 【井芝教育支援課指導主事】

教育委員の方から、この内容を家庭に周知できるような内容のパンフレット等が有れば良いのではというご意見は頂いておりますので、これが策定しましたら考えていきたいと思っています。

#### 【山本委員長】

パンフレットももちろん良いですし、各年代において困ったこと等を一気に見せられると保護者も疲れてしまいますので、少しずつ紹介していく形式でも良いのではないかと思います。

では皆さん、よろしいでしょうか。では第6の重大事態への対処の説明をお願いします。

#### 【井芝教育支援課指導主事】

はい、この重大事態への対処の部分においても少しボリュームアップしています。25ページからですが、まずは、いじめ防止対策推進法における重大事態への対応についての第28条部分をそのまま掲載しております。25ページの下第2号部分では、いじめられて重大事態に至ったとの申立てがあった場合には、訴えに真摯に向き合い、その時点で学校がいじめの結果ではな

い、若しくは重大事態とは言えないと考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告及び調査を行いますという部分も今回明記させて頂きました。

そして26ページですが、重大事態発生後の対応に関しては、フローチャート・一覧にして見える化致しました。

それから27ページです。重大事態の取扱いですが、下から3行目に記載があります「調査を行う組織に対して、積極的に資料を提供しなくてはなりません。また、事実にしっかりと向き合い、調査結果を尊重し、主体的に再発防止に取り組むことが大切です。」という文を追記しております。

そして2番目の学校または教育委員会による調査の件ですが、重大事態が発生した時の調査の主体が一体どこにあるのかという部分が、学校側も非常に曖昧でしたので、そこを分かりやすく明記させて頂きました。教育委員会は学校から報告を受けた際、学校又は教育委員会のうち、いずれをその事案の調査を行う主体とするか、どのような調査組織とするか判断します、という部分で、どこが主体となるかは学校が判断するのではなく、教育委員会がしっかり判断して、どこが主体となるかの指示をすることを明記して、共通意識を持っていきたいと考えています。そして、学校が主体となって調査を行う場合と教育委員会が主体となって調査を行う場合の部分を表にして掲載させて頂きました。

そして29ページの(エ)の部分ですが、国の方針36ページを参照しながら、自殺の背景調査による留意事項のところも明記させて頂きました。

そして30ページ目の調査結果の報告及び提供です。調査結果の速やかな報告、被害児童生徒及び保護者に対する情報提供を行っていきます。次に(3)調査結果を踏まえた対応ですが、被害児童生徒への支援や加害児童生徒への指導は13ページ・19ページを一緒にしながら取り組んでほしいという事で、少し省略致しました。

そして3番の調査結果の報告を受けた市長等による再調査及び措置の件ですが、こちらも再調査の実施について検討する場合は、どういう場合があるかを4点明記しています。

(1) の再調査委員会についても記載があります。ここで訂正ですが、重大事態の報告で法第28条第1項の規定とありますが、法30条の間違いです。修正をお願いします。

そして32ページ目です。調査結果を踏まえた措置ですが、再調査を行ったときは市長が市議会に報告するとともに必要な措置を講じるという法第30条の各項目を明記しています。

5番目の重大事態に係る総合教育会議の活用についてですが、市長が重大事態の対処について、市教育委員会との調整又は協議が必要であると判断した場合、総合教育会議を臨時招集することが出来ます、という部分で、こちらもこの組織はございますので、追記させて頂きました。

重大事態の説明は以上です。

#### 【山本委員長】

ありがとうございます。こちらが一番重要な項目ですが、どなたかご意見・ご質問はございますか。

#### 【高谷副委員長】

今聞かせて頂きましたけど、本当に難しい課題であると思いますし、実際に行えるのかという

部分と見逃してはいけないという部分とのバランスが難しいと思います。

25ページにあります、重大事態が保護者以外の方から申立てられた際に、重大事態と言えない場合でも重大事態として処理をするという事ですが、例えばいじめられて重大事態に至った時に申立てなのか、それとも何か問題あった時の相談に近い申立てなのかの区別が難しいと思っています。児童生徒や保護者は、どのような事案であっても重大事態と捉える事がありますし、上部にいくつか基準はありますが、自死あるいは重大な傷害というのは評価の問題と言いますか、自分にとってはそうだと主張されることもありますし、全ての事案が調査に流れるのは、適切ではないと思いますので、どこかで線引きしないといけないですし、実際の重大事態は、こういう流れに沿うという所をどれくらい周知していけば良いか、それを誘発するわけではないが、是非そうしなければならない事案もありますし、マンパワーの部分も考えないといけませんので、難しいと感じます。

#### 【山本委員長】

この問題が取り上げられた経緯としては、多くのいじめの中で自死や事件が起こった際に、保護者が学校に持ち掛けているが、しっかり扱ってもらえなくて、最終的にマスコミが騒ぎ立てた後に行政が訴えられ、学校のトップ達が謝罪するという場面があります。そこは未然にという意味で、とにかく積極的に報告があった場合は、調査を実施する。もちろん内容はある程度、教育委員会で判断できると思いますので、私自身は、申立てがあった時点で、積極的に重大事態と捉えて調査をするという読み取り方を致しました。

#### 【高谷副委員長】

そうすると学校の先生方は、そういう事案を調査に流しやすいと言えれば聞こえが悪いかもしれませんが、抵抗は強いかもしれないので、その抵抗は無くして頂ければと思います。

#### 【山本委員長】

そうですね。そこでストップを掛けられると全く挙がってこない状態になりますので、子ども達のために、という所をしっかりと振りかえて頂いて、クラスの中で仲直り・解決したという事で終わってしまった結果、結構大変な事案になる事もありますので、学校には細部まで確認して頂くことが重要です。また、よほどの事が無いと重大事態として捉えない人が多いので、そうではなくて、申立てがあった場合、すぐに重大事態とは判断できないが、その想いを読み取ってあげて頂きたい。その意見を尊重するという事です。

#### 【谷委員】

いじめの重大事態の場合に、調査の主体は、教育委員会が決定するという事ですが、どういう流れで決定するのか、という説明があった方が理解しやすいのではないかと思います。教育委員会の担当者1人が決められる訳ではなく、会議等をして決めていくと思いますので、調査を元々の学校や市が行うとしても、適切に行えるようにしないとイケないと考えます。

**【山本委員長】**

こちら調査については、何かお考えございますか。

**【井芝教育支援課指導主事】**

まず、いじめに関しては、教育支援課に報告が挙がってきます。ただ学校教育課に入ることもありますので、連携しながら重大事態かどうかを、私たちが会議して、重大事態と認定して調査を行うようにしていきます。

**【山本委員長】**

1つ大事なことがありますて、教育支援課や学校教育課に入った情報を、当然学校からの聴き取りが情報源になりますが、しっかりと対応していかないと、些細な情報まで気にしていたらキリがない、という感覚で対応してしまうと大変な事になって、その時点で見落とされてしまう可能性がありますので、気を付けて頂きたいと思います。

**【三宅委員】**

確認なのですが、学校と教育委員会の取り扱いの一つの分かれ目というのは、重大事態かそれ以外の事案なのかという部分で、いじめの重大事態なら学校、それ以外なら教育委員会ということですか。

**【井芝教育支援課指導主事】**

重大事態であったとしても、学校がやっていくこともあります。

**【三宅委員】**

先ほど、私違う項目を見ましたが、結果的に重大事態ではなくても、徹底的に調査を行っていくと示されていて、結果を公表するとか当事者に情報提供する所まではありますが、31ページの調査結果を踏まえた対応について、再発防止に関してですが、様々な要望や学びの部分が調査に含まれると考える中で、それを踏まえて、どのように調査にする事により、再発防止に繋がるのかを具体的に示された方が良いかと思いました。

**【山本委員長】**

皆さん、ありがとうございます。他に事務局側も含めてご意見ある方いますか。

まだまだ意見あるかもしれませんが、なにかまたお気づきの点がございましたら、よろしくお願ひします。

本日は多くのご意見、ご提案ありがとうございました。

次に本日2番目の議事、いじめ問題に係る意見交換に入らせて頂きます。この際ですので、いじめ防止基本方針案全体を通してのご意見やいじめ問題への対処方法、新たな課題等のご自由に述べて頂ければと思いますので、皆さんよろしくお願ひします。

**【野村教育支援課指導主事】**



すいません、失礼します。今年の6月から7月にかけていじめのアンケートを行いました。各学校のいじめの認知数について私の方から説明させて頂きたいと思います。

昨年の対策委員会にて、大和高田市のいじめの認知数が少ないという話で、何とか理想に近づけられるように今年1年考えていたのですが、まず数字的な事を言いますと、全体の小・中学校のいじめられたという回答に対しての件数の認知数が昨年は48%でしたが、今年は70%に上がっております。

特に上がったのが中学校で、昨年中学校でいじめられた事があると回答した件数が63件に対して、学校がいじめと認知した件数が10件という事で割合は13%だったのに対して、今年はいじめられた事があると回答した件数が91件で認知件数が41件で45%という事で、高くなった事が正しいかは分かりませんが、目指している方向に近づいているのではないかと考えています。

その要因としては、研修や生徒指導・教育相談部会、今年の中学校に関しては、ほぼ毎月生徒指導の先生にお集まり頂き、各学校の情報交換であります。内容は生徒指導の先生の悩みを聴く事もありましたが、いじめの基準の情報交換もあり認知件数が増加したと思われれます。

ただ認知されなかったもの内容としては、一過性の嫌がらせと判断される点、アンケートの結果でいじめの内容を把握した時点で、すでにその行為が止んでいた事により認知されなかった点が挙げられます。先ほどもありましたように、子どもの視点に立って、大人が些細な事案と思う事案でも、やはり認知すべき事案であると意識することや、自らの学校でも暴力行為や不登校が発生している場合、その事案の裏側に、いじめが隠れていないかという視点を持って、自分の学校の生徒指導状況をしっかりと分析し、認知漏れを防ぐ必要があります。

今後、更なる研修や生徒指導・教育相談部会での各学校情報交換を行う事により、いじめの正確な認知を目指していきたいと思っております。

また認知を高める方法として、先ほどから言っています通り、いじめに対しては、組織的に対応をしていかなければなりませんので、全ての教職員のいじめ認知の理解・意識を高めていく事が重要であると思えます。

学校の中では実施に起こっている事案について、いじめと捉えるかの方法を、教職員同士で共有することにより、他の先生方もこの事案は認知するという理解を深める事が出来ている学校もあります。

大和高田市いじめ防止基本方針においては、今回改定されますので、しっかりと組織的な対応を目指すために、各学校内共有することを努めて頂くとともに、今後の研修の対象者の幅を広げていきたいと思っております。そして生徒指導・教育相談部会での情報内容を自分の学校の教職員に伝達できる場を各学校で積極的に作って頂きたいと思っております。

認知数が上がる事で解決に向かう訳ではないですが、意識改革は必要であると考えていますので、私たちが出来る事をして、来年度の子ども達が過ごしやすい環境を導いていきたいと思っております。私からは以上です。

#### 【山本委員長】

はい、ありがとうございました。

いじめアンケートについて、昨年度に引き続いて説明頂きました。認知の割合が前年度に比べ

て高くなったということでした。この件で何かご意見やご質問はございますか。

**【高谷副委員長】**

昨年、重大事態は少なかったと思いますが、今年は増えましたか。

**【野村教育支援課指導主事】**

重大事態については0件でした。一応、いじめの内容として挙がってきているのが SNS のいじめが1番多いです。あとは陰口・嫌な事を言われた、叩かれたという内容が主です。

**【谷委員】**

先生方の認知意識を広めて頂くために、昨年度から、様々な研修を受講されたというのが伝わりました。今、仰っていたように一過性の事案や、行為が終わったから認知しないということも市として提起していますので、先生方にも共有して頂いているとありがたいと思っています。

私自身も学校現場で活動しておりますが、例えば子どもが筆箱を取り上げた、でも、もう今は返したという点で、取り上げられた子は悲しんでいるが、返したからもう終わり、という認識ではいけないですね。その子に嫌な気持ちが残っていれば、いじめと捉えられるという話をしたと思いますが、小さなことかもしれませんが、そのズレがいずれ大きくなる心配がありますので、先生方の話にもありました、認知を共有化するという事は、非常に大事だと思います。

**【井芝教育支援課指導主事】**

1点ご説明したいのですが、市のケースとして、本当にいじめとしては些細な事ですが、学校と保護者と子どもとの認知の差が元となって初期対応がうまくいかず、結局、重大事態に発展する事案がよくあります。それで対応している最中でも、環境を変えたいので転校したい、という事が起こりますが、これも重大事態として扱っていくのかの判断でありましたが、きちっと対応できていれば対処可能でしたが、初期対応の失敗により対応の重大事態化が多いですが、そこはどのようにしていけば良いかアドバイス頂ければと思います。

**【山本委員長】**

これは、つまり二次的なトラブルが生じているわけですね。最初の些細な所にこだわる必要なくて、個人で言うと、例えば子どもから大人の世界に広がり、大人同士がいがみ合って相手に対するネガティブな感情になっていきますので、これがまさに重大事態の一種として慎重に扱っていかないと、放置していますと取り返しつかなくなると私は考えます。

それと時間が迫っていますので、最後に私から申し上げたいのですが、まず認知を上げる事ですが、正直なところ学校が様々な取組・研修も含めて、教育部会を開いて情報交換している事が、結果的に全て資質向上に繋がっています。だから向上していきますと、すぐに行っていた物事が立ち止まって考えられるようになる感覚が身につけてきますので、91件のうち認知41件で45%ですが、もっと率を上げることは、先生方が資質向上をして頂いているという事が理解できる数字ではないかと考えています。これが予防に繋がりますので、いじめの重複との関係性の問題ですから、関係性の問題を扱うときに、起こってから対処報告というのはすごく大変です。だ

から未然に防止するためには、子どもの視点に立てるかどうかが、大人は大人の視点に立つのは簡単ですが、子どもの視点に立って、しっかりと1つ1つの事象を背景等も探りながら見ていく事によって、調査した方が良いのではないかと思います。あとは渦中の先生方のリスクマネジメントですが、リスクに対してあまりにも認識が甘くて、2日間ほど前に枚方市では、7か月間放置された事例や、旭川市の事件でもいじめ認知までかなりの時間を要しましたし、北海道では他に滝川市で小学校6年生が自死した事件でも6か月ほど経過しています。滝川市教委は道教員に注意したにもかかわらず、時間も掛かりましたから、やはり認知の仕方の問題だと思います。

認知という言葉だけ先走ってしまい、そこに質が付いていってないので、大事な物までスルーしてしまって、最後はトップが頭を下げることになります。しかし、何とか子どもを失わないようにすることが、大人の課題だと思いますので、この方針をしっかりと精査して、フィードバックもして頂ければと思います。

時間超過しましたが、多くのご意見を頂戴いたしました。まず作成頂いた大和高田市いじめ防止基本方針の改定について、詳しく説明頂き、また後半では、いじめ問題にかかる情報交換という事で、いじめの認知について説明頂きました。今後の大和高田市のいじめ防止教育にご協力頂きたいと思います。本日の速やかな議事の進行にもご協力いただきましてありがとうございます。

#### 【増田教育支援課長】

ありがとうございました。本日は公私ご多用の所、ご出席賜りまして、また長時間にわたり熱心なご審議頂きありがとうございました。事務局といたしましては、本日のご意見等を参考にさせて頂き、基本方針の修正作業を行った後、パブリックコメントにて市民の意見を反映したものを、最終的には議会で報告を行う形で改定を進め、令和5年3月の完成をめざす予定となっております。本日はどうもありがとうございました。

最後になりましたが、本市教育委員会教育部長の久保葉二よりご挨拶申し上げます。

#### 【久保教育部長】

失礼します。本日はいじめ対策委員会に出席頂き、また貴重なご意見ありがとうございました。

目に見える周囲で起こることにはすぐに対処出来ますが、分からない所で行われる陰湿な認知困難いじめについては根深い事がありまして、その発見に向けた働きかけが大変重要であると考えています。それにはまずいじめられている子どもが相談しやすい体制・環境づくりの必要があると思っております。全ての学校や先生方にお任せするのではなく、行政側としましても子ども達の安全・良好な学校生活を担保できますように、その環境づくりに積極的に取り組んでいきたいと考えております。今後とも本市のいじめ対策に引き続きご協力頂きますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。本日は本当にありがとうございました。

#### 【増田教育支援課長】

ありがとうございました。以上を持ちまして大和高田市いじめ対策委員会を終了させて頂きます。なお各委員の任期については、令和6年3月31日までとなっておりますので、引き続きご協力よろしく申し上げます。本日はありがとうございました。